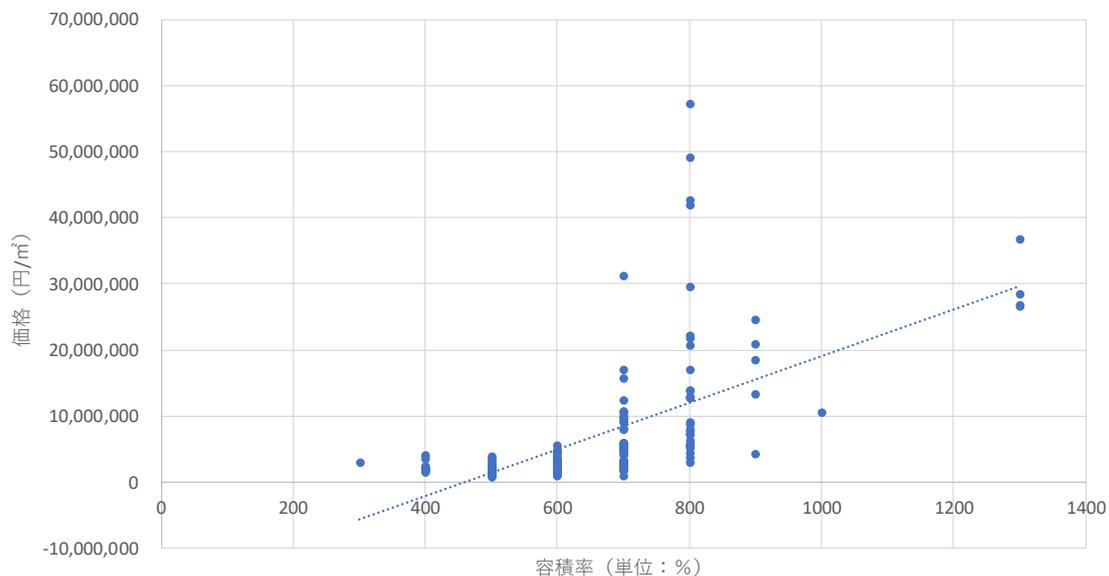


## 第15回実務修習・テキスト 正誤表

### 不動産鑑定評価の実務に関する講義テキスト

誤	正
<p>P. 54</p> <p>・鑑定評価監視委員会の中に設置されていた検査部会を独立させ、鑑定評価品質管理<u>員会</u>を設置した（令和元年9月19日制定）。</p>	<p>・鑑定評価監視委員会の中に設置されていた検査部会を独立させ、鑑定評価品質管理<u>委員会</u>を設置した（令和元年9月19日制定）。</p>
<p>P. 90</p> <p>・また、都市計画区域のなかには、市街化区域と市街化調整区域との区分がされておらず、そのどちらにも<u>属しない</u>都市計画区域（いわゆる「非線引都市計画区域」）がある。。</p>	<p>・また、都市計画区域のなかには、市街化区域と市街化調整区域との区分がされておらず、そのどちらにも<u>属しない</u>都市計画区域（いわゆる「非線引都市計画区域」）がある。</p>
<p>P. 240 下部 表 左軸 価格（円/㎡）</p>	<p>下表下線部のとおり修正。</p>

（修正後の表：P. 240）



## 不動産鑑定評価の実務に関する講義テキスト

誤	正
<p>P. 339</p> <p>・② 印鑑証明書（発行後3ヶ月以内）1通 法人の場合は、会社法人等番号を提供すれば、印鑑証明書の添付は不要に。<u>例外</u>、</p>	<p>・② 印鑑証明書（発行後3ヶ月以内）1通 <u>例外</u>、法人の場合は、会社法人等番号を提供すれば、印鑑証明書の添付は不要に。</p>

以上